

## 印西市立木刈中学校

# 「学校いじめ防止基本方針」

### 1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

学校にある生徒及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない

～「しない」 「させない」 「見逃さない」～

#### (1) いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」とは、学校内外を問わず、学級・学年や部活動、地域等において、当該生徒が関わっている仲間や集団など、一定の人間関係のあるものから、身体的な攻撃、仲間はずし、集団的無視のほか、金品の強要、物隠し、心理的な圧迫など、精神的または身体的な苦痛を感じさせる行為を言う。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に留まることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが重要である。

#### <具体的ないじめの例>

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し、苦痛と感ずることを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- SNS等を通じて、誹謗中傷や苦痛に感ずることをされる。

#### (2) 基本理念

いじめは、どの生徒にもおこりうるものである。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する。さらに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。

従って、本校ではすべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう「いじめをしないこと」、「させないこと」、「見逃さないこと」により、自他の生命を尊重し、いじめの問題に関する生徒の理解（いじめと知りながら、それを見逃したりしない、許さないといった考え）を深めることを目指し、いじめ防止のための対策を行う。そして、該当生徒については3カ月の見守り期間を経て、聞き取りを行い、何もなければ解除とする。

## 2 学校及び学校職員の責務

### (1) 基本的な責務

(『いじめ防止対策推進法』第8条)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

本校では、いじめをなくすため、生徒指導の機能を活かした個に応じたわかりやすい主体的、協働的な学び合いができる授業を行うとともに、深い生徒理解に立ち、生徒があらゆる教育活動に対して活力を見いだしながら充実した学校生活を送れるようにしていく。

また、いじめを含め、生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とし、校内組織だけでなく、保護者や地域社会、外部機関と連携を取りつつ、問題を抱える生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく。

### (2) 基本方針の重点

ア いじめ防止等のための基本的な方針を定める。

イ いじめ防止等に関する措置を実効的に行う組織を置き、関係機関とも連携を図る。

#### ア いじめの防止

- 「特別の教科 道徳」を中心とした様々な教育活動を通じていじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境醸成に努める。
- 生徒の自己有用感を高め自尊感情を育むよう「わかる授業づくり」を進め、「全ての生徒が参加・活躍できる授業」を工夫改善する。
- 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう「充実感のある教育活動」の実現に努める。

#### イ 早期発見

- 調査・観察・相談・通報等の様々な手段により、学校全体で早期発見に努める。
- 教育相談室、電話相談（教育センター・指導班）、スクールカウンセラー、スクールアドバイザー等との連携を図り、情報交換を密に行う。
- 定期的実施するいじめアンケートや教育相談、生活ノートを活用した生徒との一対一のやりとりを通じて、生徒の悩みを迅速かつ的確に把握するよう努める。
- 本人がいじめを否定する場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

#### ウ 適切な対応

- いじめ発見の際には、事情聴取、情報収集を迅速・適切に行い、組織で対応する。
- 保護者への情報提供、情報交換、助言等の連携・協力を密に行う。
- 市教委等関係機関と連携を図りながら、いじめ防止や発生時の解決に努める。

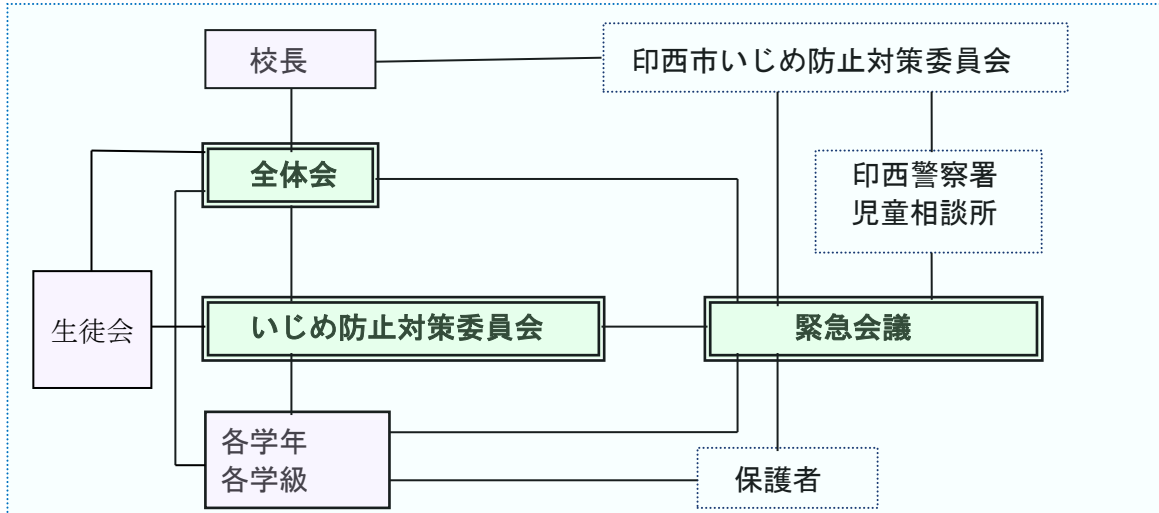
#### エ インターネットを通じて行われるいじめの対応

- 1学期中に学級または学年単位で「SNS講習会」を実施し、インターネットを利用した迷惑行為の禁止や、ネットモラルに反した利用の仕方をしないよう指導する。
- 重大事態を想定した対応策を作成し、再発防止に努める。

### 3 いじめ防止の組織と主な活動

学校に、「いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）」「全体会」「緊急会議」等の組織を置き、機能的・有機的に対応する。

【組織図】



#### (1) 「全体会」 < 全教職員 >

- ア 基本方針の策定
- イ いじめ防止に関すること（基本方針の年間計画作成・研修の実施等）
- ウ いじめの早期発見に関すること  
（いじめ相談通報窓口の設置・情報収集・情報交換等）
- エ いじめ事案の対応に関すること（対応方針の決定等）
- オ いじめの影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること（生徒会活動の支援・行事の実施・アンケートの実施等）
- カ 保護者・地域・関係機関との連携

#### (2) 「いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）」

※週1回（月4回）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

##### 【委員会の主な構成員】

校長，教頭，生徒指導主事，学年生徒指導担当，教育相談担当，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，スクールカウンセラー

##### 【協議内容】

- ア いじめ防止に関すること  
年間計画の進捗状況の把握・検証作業の推進等
- イ いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有  
アンケート調査内容の検討，教育相談計画，情報交換・収集等
- ウ いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録  
事実関係聴取，対応の具体的な手順の検討・決定
- エ 教職員に関する「いじめ防止対策」研修の企画
- オ 保護者・地域・関係機関との連携
- カ いじめ防止の取り組みに対する評価

### (3) 「緊急会議」

- 全教職員，保護者代表，所轄警察，学校医，印西市教委指導主事等で構成する。
- 重大事案の発生時に緊急対応の決定等，事案の解決に努める。

## 4 基本的施策

### (1) いじめを未然に防止する

#### ア 学校の重点目標から

生徒目標を大切にし、「思いやりの共同体」を目指した生徒集団を育てる。

#### イ 心の教育の充実

- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交流能力の素地を養うため，全ての教育活動を通じて道徳教育・人権教育の充実を図る。
- 体験活動，情報モラル教育，印西市教育委員会作成パンフレットを活用した授業等の教育活動の充実を図る。
- 「いのちを大切に作るキャンペーン」等の，いじめ撲滅のキャンペーンの充実を図る。

#### ウ 人権的言語環境の整備と自己有用感を高める授業・活動

- 生徒や教職員自らの人権的言語環境を整備し，言語環境を起因としたいじめの発生を防ぐ。
- 生徒の自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感・達成感のある教育活動」の実現に努める。

#### エ 学校行事，生徒会活動等を通じた生徒への指導

- いじめ防止に関する生徒会活動の支援を積極的に行い，生徒による自発的ないじめ防止の意識を高める。
- 人権標語・作文，いじめ防止キャンペーン，生徒集会（道徳集会）等で，生徒への指導を継続的に行う。
- 「SOS の出し方教育」を1学期中に実施し（※行事等の関係で日程の調整がとれない場合は，適切な時期に実施する），相談しやすい環境と相談を受ける体制を整備する。

#### オ 保護者や地域との連携

- 保護者や地域住民，関係団体との連携を図り，いじめに関する生徒の実態を把握する。
- 子どもがメール，SNS，オンラインゲームなどのインターネットを利用する際には，利用状況や他者とのつながりについて把握するよう推奨する。  
(Facebook Instagram Twitter Line Youtube Tiktok など)
- 学校公開週間に，道徳やいじめ防止を題材とした授業や活動を公開し，いじめ防止に関する保護者や地域住民の理解を深める活動を継続的に行う。

(2) いじめを早期に発見する

**ア 生徒及び保護者に対する定期的な調査の実施**

- 教育相談事前アンケート調査 年3回（ 5月, 10月, 1月）
- いじめ防止アンケート調査 年3回（ 7月, 12月, 3月）
- 保護者会 年3回（ 4月, 12月, 3月）
- 保護者面談 年1回（7～8月）
- 学校評価アンケート 年1回（ 7月, 12月）
- 教育相談を通じた学級担任等による生徒からの聞き取り調査 年3回（ 5月, 10月, 1月）

**イ いじめ相談体制の整備**

- スクールカウンセラーの活用
- SSS（スクールサポートスタッフ）の活用
- 各種相談機関（印西市教育センターこども相談室, 文部科学省24時間いじめ SOSダイヤル等, SOSミニレター）の情報提供

**ウ いじめ相談・通報窓口の設置**

- スクールカウンセラー・相談担当・相談箱・ネット相談窓口等の設置と周知

**エ 研修等による教職員の資質向上**

- いじめの防止等の対策に関する研修の年間計画への位置付けと教職員の資質向上
- 全ての教育活動において, 人間関係や心情を把握するための組織体制の整備

### (3) いじめへの対応

#### いじめ情報のキャッチ

- ・ 「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ・ いじめられた生徒を徹底して守る。
- ・ 見守る体制を整備する。

#### 正確な実態把握

- ・ 当事者双方，周りの生徒から聞き取り，記録する。
- ・ 保護者からの情報を得る。
- ・ 関係教職員と情報を共有し，正確に把握して，共通認識を持つ。
- ・ いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し，記録する。

#### 指導体制，方針決定

- ・ 指導のねらい・方針を明確にする。
- ・ 全ての教職員の共通理解を図る。
- ・ 対応する教職員の役割分担を決める。
- ・ 教育委員会，関係機関との連携を図る。

#### 生徒への指導・支援

- ・ いじめられた生徒を保護し，心配や不安を取り除く。
- ・ いじめた生徒に，相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で，「いじめは決して許されない行為である」意識を待たせる。

#### 保護者との連携

- ・ 直接会って，状況説明，今後の具体的な対策を伝える。
- ・ いじめた側の保護者への説明，助言を行う。
- ・ 今後の学校との連携方法を話し合う。

#### 今後の対応

- ・ 継続的に指導や支援を行う。
- ・ 明日からの「居場所づくり」「絆づくり」の環境設定を行う。
- ・ スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・ 道徳教育や人権教育の充実を図り，誰もが大切にされる学級経営を行う。

### (4) いじめ発見時の緊急対応

- ア いじめを発見したりした教員は，即座に通報し，その場でいじめをやめさせる。
- イ いじめに関わる事情聴取や情報収集，事実関係の把握をする。
- ウ いじめがあった場合やいじめに関わる相談を受けた場合は，速やかに管理職に報告する。

(5)

### 関係機関との連携

- ア 犯罪行為として取り扱われるいじめ事案，特に教育相談体制を整備する必要があるいじめ事案，インターネットを通じてのいじめ事案については，印西市教育委員会と連携して対処する。
- イ 犯罪行為として取り扱われるいじめ事案，インターネットを通じてのいじめ事案については，印西警察署・北総地区少年センター等と連携して対処する。
- ウ 家庭環境に起因するいじめ事案については，子育て支援課・児童相談所等と連携して対処する。
- エ その他，必要に応じて相談機関，保健機関，福祉機関，医療機関等と連携をとる。

## 5 インターネットを通じて行われるいじめの対応

- (1) 教職員研修の充実及び印西市教育委員会との連携を図る。
- (2) 生徒への情報モラル教育（SNS 講習会）を年間計画に盛り込み，計画的に実施する。

### (3) いじめ等の被害情報のキャッチ

- ・ 「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ・ いじめられた生徒を徹底して守る。
- ・ 見守る体制を整備する。

#### 正確な実態把握

- ・ 当事者双方，周りの生徒から聞き取り，記録する。
- ・ 被害生徒保護者への連絡。可能であれば，携帯を学校に持参してもらい被害生徒，教職員同席したうえでの状況確認が実際に可能かどうかの了承を得る。
- ・ 関係教職員と情報を共有し，正確に把握して，共通認識を持つ。
- ・ いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し，記録する。
- ・ グループLINE等のSNS(ソーシャルネットワークサービス)\*, オンラインゲーム等であれば，書き込みをした者と傍観していた者とを確認し対応する。

#### 指導体制，方針決定

- ・ 指導のねらい・方針を明確にする。
- ・ 全ての教職員の共通理解を図る。
- ・ 対応する教職員の役割分担を決める。
- ・ 教育委員会，関係機関との連携を図る。

#### 生徒への指導・支援

- ・ いじめられた生徒を保護し，心配や不安を取り除く。
- ・ いじめた生徒に，相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で，「いじめは決して許されない行為である」意識を待たせる。

#### 保護者との連携

- ・ 直接会って，状況説明，今後の具体的な対策を伝える。
- ・ 誹謗中傷等，ネットモラルに反する書き込みがあった場合は，保護者の責任の上で，消去してもらうよう依頼する。
- ・ いじめた側の保護者への説明，助言を行う。
- ・ 今後の学校との連携方法を話し合う。



## 今後の対応

- ・ 継続的に指導や支援を行う。
- ・ 明日からの「居場所づくり」「絆づくり」の環境設定を行う。
- ・ スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・ 緊急の学年集会やアンケートの実施，正しいネット利用に関する教育の充実を図り，誰もが大切にされる学級経営，学年経営を行う。

## 6 重大事態（市長に報告するもの）の対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，次の対処を行う。

- (1) 重大な事態が発生した旨を，印西市教育委員会（「いじめ問題対策連絡協議会」）に速やかに報告する。
- (2) 印西市教育委員会と協議の上，当該事案に対処する「緊急会議」を設置し，対応する。必要に応じて印西警察署等へ報告する。
- (3) 「緊急会議」の組織を中心として事実関係を明確にするための再調査を実施する。
- (4) いじめを受けた生徒や保護者に対し，事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査結果を設置者（→市長）に報告する。希望があれば生徒や保護者の所見を添える。
- (6) 調査結果を踏まえ必要な対応・措置を取る。
- (7) 報道機関への対応については必要に応じて，窓口の決定，印西市教育委員会への連絡，取材の日時・場所・担当・内容の決定等を行う。

【いじめ重大事態を認知した場合の報告の流れ】

木刈中学校 ⇒ 印西市教育委員会 ⇒ 印西市長

## 7 基本方針及び学校評価の結果の公表

学校の重点目標の一つに掲げたいじめ防止対策について，学校評価の項目に入れる。いじめの実態把握，隠蔽防止，適切な措置を行うため，適正に評価し，措置の改善を図る。

- (1) いじめの防止・早期発見に関する取り組みに関すること
- (2) いじめに対する措置・対応に関すること

## いじめ防止等に関する年間計画 印西市立木刈中学校

	学 校	学年・学級	保護者・地域・関係機関
4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会議</li> <li>・生徒への情報モラル教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの連携</li> <li>・保護者会</li> </ul>
5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会</li> <li>・SOS の出し方教育 ※道徳</li> <li>・教育相談事前アンケート調査①</li> <li>・教育相談①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの連携</li> <li>・家庭教育学級</li> </ul>
6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会</li> <li>・いじめ撲滅キャンペーン</li> <li>・いのちを大切にするキャンペーン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会議</li> <li>・いじめ防止を題材とした道徳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの連携</li> <li>・ふれあいの集い (形式を変えて実施の予定)</li> </ul>
7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止アンケート調査①</li> <li>・いじめ防止対策委員会</li> <li>・人権作文</li> <li>・標語募集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会議</li> <li>・<u>SNS 講習会(1学期中)※2年生</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの連携</li> <li>・学校評価アンケート</li> <li>・<u>保護者面談</u></li> <li>・学校公開</li> </ul>
8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止に関する職員研修</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>保護者面談</u></li> </ul>
9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会</li> <li>・教育相談事前アンケート調査②</li> <li>・教育相談②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの連携</li> </ul>
10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会</li> <li>・生徒集会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの連携</li> </ul>
11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの連携</li> </ul>
12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止アンケート調査②</li> <li>・いじめ防止対策委員会</li> <li>・人権週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの連携</li> <li>・学校評価アンケート</li> <li>・学校公開</li> <li>・期末保護者会</li> </ul>
1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会</li> <li>・教育相談事前アンケート調査③</li> <li>・教育相談③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの連携</li> </ul>
2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会議</li> <li>・いじめ防止を題材とした道徳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの連携</li> </ul>
3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止アンケート調査③</li> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの連携</li> <li>・期末保護者会</li> </ul>